

令和5年第6回（12月）定例会

【追加】議案参考資料

【単行議案】

議第91号 宮津市国民健康保険税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1P

議案参考資料
令和5年12月定例会

議第91号

宮津市国民健康保険税条例の一部改正について

区分

条例の改正

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が施行されることから、出産被保険者に係る国民健康保険税の免除規定を定めるとともに、その他所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 《こども・子育て支援の拡充》 ・産前産後期間における国民健康保険税を免除するもの。 対象：出産予定又は出産した国民健康保険被保険者 内容：被保険者の出産予定月（又は出産月）の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）に係る所得割額及び均等割額を免除 負担割合：国1/2、府1/4、市1/4</p> <p>免除期間(色付き部分が免除期間)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>3か月前</td> <td>2か月前</td> <td>1か月前</td> <td>出産予定月</td> <td>1か月後</td> <td>2か月後</td> <td>3か月後</td> </tr> <tr> <td>単胎の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="background-color: #cccccc;">■</td> <td style="background-color: #cccccc;">■</td> <td style="background-color: #cccccc;">■</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多胎の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="background-color: #cccccc;">■</td> <td style="background-color: #cccccc;">■</td> <td style="background-color: #cccccc;">■</td> <td></td> </tr> </table> <p>※届出が産後の場合「出産日」</p> <p>◆施行日 令和6年1月1日 （令和5年11月1日以後に産前産後の国民健康保険被保険者が対象）</p> <p>◆提案の根拠法令 地方税法第703条の5第3項 （全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により新たに加わる規定）</p>			3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後	単胎の場合				■	■	■		多胎の場合				■	■	■		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年5月19日公布 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号） ※地方税法の一部改正を含む法律 令和5年7月20日公布 同法律の一部施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号） ※地方税法施行令の一部改正を含む政令 ※法律・政令とも令和6年1月1日施行 	
	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後																				
単胎の場合				■	■	■																					
多胎の場合				■	■	■																					
		<p>【市民参加の状況】</p>																									
		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>出産時における国民健康保険税負担の軽減 （参考：令和5年度中の対象者の見込み3人、平均免除額6,000円/人）</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p>																									
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>																									
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p> <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>		重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—																						
重点プロジェクト	—																										
テーマ別戦略	—																										
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		<p>担当課・係 税務・国保課 国保年金係(45-1616)</p>	<p>添付資料 ・新旧対照表</p>																								

議第91号

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 20,145円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 17,775円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,220円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,850円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の未就学児に係る基礎課税額の被保険者均等割額 <u>当該未就学児につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 国民健康保険の未就学児に係る後期高齢者支援金等課税額の被保</p>

険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 9,265円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 8,175円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 6,540円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,450円

(新設)

険者均等割額 当該未就学児につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした

第23条の2～第24条の2（略）
（新設）

場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2～第24条の2（略）

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

（2）出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

（3）出産の予定日

（4）単胎妊娠又は多胎妊娠の別

（5）その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

（1）出産の予定日を明らかにすることができる書類

（2）多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

（3）出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前

から行うことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。